

令和2年6月12日

保護者各位

学校法人 大野学園

鈴ヶ森めばえ幼稚園

園長 大野 二良

当園における感染防止のための環境作りについて（6/12改定）

日頃より本園の教育活動にご理解とご協力を賜り、有難うございます。
さて、6月1日（月）より当園の教育活動が再開されてから、1週間余りが経ちました。保護者の皆様方におかれましては、お子様の健康管理にご協力を賜り誠に有難うございます。

当園における基本的な感染症対策の実施としまして、東京都より「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の新しい日常の定着に向けて～（参考）」に基づき、進めております。

幼稚園ゆえ厳格な対応は難しいですが、ガイドラインに沿って飛沫感染と接触感染をできるだけ避けること（手洗い、咳エチケット、マスク着用、消毒など）と、集団感染のリスクとなる「3つの密」の回避に努めてまいります。

記

1、保護者の方へご協力をお願いします

- (1) 園児が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、そして、新型コロナウイルス感染症についての理解として、感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないよう、ご家庭でもお声掛け下さい。
- (2) 園児の健康管理（検温と症状の観察）をお願い致します。発熱や咳等の風邪症状や日々の健康観察において何らかの症状がみられる場合は無理をせず、欠席するようにして下さい。
- (3) 毎朝自宅で検温し体温を記録するようにして下さい。体温の記録につきまして

は、園ホームページより「検温表PDFファイル」をダウンロードし、印刷したものに記入します。一週間分の検温表を毎週月曜日に通園カバンの外ポケットに入れて、提出下さい。なお、月曜日が休日などの場合は、翌日の提出となります。

- (4) 登園する園児は、マスクの着用をお願いします。年少児でマスクの着用が苦手なお子様については、1学期間にはマスクを付けて活動ができるよう、保護者のご協力をお願い致します。
- (5) 抵抗力を高めることにご協力をお願いします。免疫力を高めるため「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛けて下さい。
- (6) 園児の水筒について、新型コロナウイルス感染予防のため、お友達に飲み物をあげたり、もらったりしないようにご家庭でもお声掛け下さい。
- (7) 園でマスクケースの購入を予定しています。園児がマスクケースを自分で使用出来るよう、ご家庭で練習して下さい。用意しましたマスクケースは、毎日持ち帰りとします。ご家庭で消毒をして翌日お持ちいただきますよう、ご協力下さい。用意ができ次第、れんらくアプリでご連絡致します。
- (8) 体調不良を訴えた園児の対応については、原則、発熱の有無を問わず、経過観察は行わず早退をしていただきます。ご家庭へ連絡致しますので、お迎えに来て頂きますようお願い致します。

2、教職員について

- (1) 教職員は、園児と密に接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理などの感染症対策を徹底します。
- (2) 教職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱や咳等の風邪症状の見られる教職員は出勤を行わないことを徹底します。
- (3) 教職員は、出勤時に職員室入口前で消毒液を使つての消毒、職員室入室後すぐにハンドソープによる手洗いとうがいをします。
- (4) 園は毎日、教職員の健康状態について問題がないことを確認し、3週間は記録を保管します。
- (5) 教職員は、園児との関わりの中で、濃厚接触と思われる行動は極力避けたいと考えておりますが、園児との関わりの中においてスキンシップをとることがあります。

3、園内における取り組みについて

- (1) 正門前・各保育室前に、消毒液を設置しています。
- (2) 朝の園長門立ちは、握手はせず、一礼して朝のご挨拶を行います。
- (3) 帰りの引き渡しは、教職員は園児とタッチなどはせず、一礼して帰りのご挨拶を行います。
- (4) 正門ドアノブ、バス門ドアノブ、インターホンは消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）を使用して、1日に複数回清拭しています。
- (5) 保育室内のドアノブ、階段手すり、スイッチ類、園児机、園児椅子、園児ロッカー、玩具などは、1日1回以上は消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）を使用して、清拭しています。
- (6) 園庭遊具は、現在のところ使用禁止にはしておりませんが、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）を使用しての清拭は行っておりません。理由として、次亜塩素酸ナトリウムは腐食しやすく、鉄棒、うんてい、めばえ号などの使用ができなくなるためです。
- (7) 登園時、活動（合奏練習など）の後、外遊びの後、体操教室の後、トイレの使用後などに手洗いを励行します。なお、お弁当や給食が始まりましたら、その前後も手洗いをします。
- (8) 保育室は、換気のため窓を常に開放します。暑い時や寒い時は窓を開放したまま冷暖房を付けます。

4、保育における取り組みについて

- (1) 園児が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行っていきます。
- (2) 当園の教育活動では、園児の興味や関心に応じた遊びを重視していますが、感染リスクを踏まえ、園児が遊びたくなる拠点の分散をするため、学年毎に時程を分割するなどして、園庭・ホール・多目的室（ひまわり組・センタールーム・母の会室）を使用します。
- (3) 園児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないよう努めています。
- (4) 園児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、保育者が援助や配慮を

するとともに、園児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保していきます。

5、マスクを着用する際の注意事項について

- (1) マスクを着用することにより呼吸に負荷がかかる場合もあるため、熱中症のおそれがある場合などは、換気などの感染予防策を行った上で、マスクを着用しないこともあります。また、体操教室ではマスクを外して行います。外したマスクは、マスクケースに入れて保管します。

6、園バスについて

- (1) バス内で大声を出さないため、バス内での園長先生との朝のご挨拶及び園長先生とのじゃんけんは控えさせていただきます。
- (2) 子ども達の乗車前と降車後に、バス内（ドアノブ・手すり・座席など）は消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）を使用して、清拭します。
- (3) 晴天時、園バス内のエアコンを外気にした上で、換気のため窓を開放します。
- (4) 雨天時、園バス内のエアコンを外気にした上で、車内の空気を循環させます。
- (5) 密集時間を短縮する為の措置として、帰りの2便については利用者数の多いブランドシティを最初の停留所としています。

7、分散降園について

- (1) 保護者同士が密接とならないよう分散降園を実施しています。決められた時間に降園できますようご協力下さい。
- (2) 1学期間（6月1日から8月6日）は、時差降園とします。
 - ①年少児は、11時45分から12時が降園時間となります。
 - ②年中児は、12時から12時15分が降園時間となります。
 - ③年長児は、12時15分から12時30分が降園時間となります。※お子様を引き取られましたら、速やかに降園下さい。
※兄弟関係の保護者につきましては、低学年降園時間のお迎えになります。

8、誕生会について

- (1) 学年毎に時程を分割して時間を短縮して開催します。
- (2) お誕生会に参加される誕生児にかぎり、マスクの着用が苦手なお子様（特に年少児）もマスクの着用をお願いします。
- (3) 園内に入れる保護者は1名とさせて頂き、マスクの着用をお願い致します。
- (4) 参列者に対して、入場前に消毒液を利用するよう、教職員がその場で直接呼びかけます。
- (5) 誕生会の最中は、換気のため窓を開放させて頂きます。
- (6) 誕生会では、誕生児および保護者がマイクを使用してお話をする場面があります。誕生児には、教職員が都度マイクを消毒して対応します。保護者には、教職員がマイクを持ったまま対応します。

9、当園において感染者などが発生した場合の対応

- (1) 感染の疑いがあると判明した場合
 - ①感染の疑いがある者が園児の場合、園は必要に応じて、保健所などに相談の上、学校保健安全法 第19条に基づき出席停止の措置を、教職員などの場合、自宅勤務や事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の園関係者の場合、園内への立入禁止の措置を行う。なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。
 - ②原則として臨時休園は実施しない。ただし、園内での集団発生が疑われる場合には、衛生主管部局（保健所を含む。）等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休業を実施する場合がある。
- (2) 感染者が判明した場合
 - ①園は、園児や教職員等、園関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、園内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が園児の場合、学校保健安全法 第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の園関係者の場合、園内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。
なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いのある場合、前項（1）による取扱いを同様に行う。

- ②園は、園内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、幼稚園所在地の保健所に相談する。
- ③保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として幼稚園を臨時休園とする。
- なお、感染した者等の園内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、衛生主管部局（保健所を含む。）と相談の上、必要に応じて、休園の実施の有無、規模、期間について検討し、幼稚園の一部又は全部を休園する場合がある。
- ④接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった園児及び教職員については、感染予防策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登園は可能と考えられる。ただし、幼稚園は、これらの者に対し、引き続き感染予防策を徹底させるとともに、園児については保護者より健康状態を確認し、教職員には健康チェック票により健康状態を把握する。

10、その他について

- (1) 1学期間（6月1日から8月6日）は、自由登園としています。各ご家庭で登園されるか否かをご判断下さい。なお、登園されない際は、「欠席」にはならず、「出席」扱いとします。
- (2) 自由遊びの一環として毎年行っている「水遊び」については、段階を踏んで環境設定に十分配慮した上で行えるよう、現在検討しています。なお、水遊びは自由遊びの中で行う為、基本的には任意となります。
- (3) 内科健診・歯科健診については、感染症対策をとった上で、2学期に予定しています。
- (4) 8月24日以降につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を判断しながら検討していきます。なお、縁日、卒園生を対象としたつぼみ会は新型コロナウイルス感染防止を考慮し、中止とさせていただきます。

なお、この「感染防止のための環境作りについて」は、今後の感染状況の推移や最新の情報を反映して適宜見直すことを予定しています。

以上